

目黒区特別職報酬等審議会からの答申について

1 経過

目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、平成28年11月4日、区長から同審議会に対し、「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額等について」意見を求める旨の諮問を行った。

平成28年11月4日、11月10日及び11月18日の3回にわたる慎重な審議の結果、答申案が取りまとめられ、11月18日、別添のとおり目黒区特別職報酬等審議会会長から目黒区長宛て答申書が提出された。

2 答申の概要

(1) 区議会議員の議員報酬の額及び区長等特別職の給料の額等について

議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の月額、一般職員の年間給与改定額との均衡を確保する観点等から、平成28年の特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の月例給与の公民較差0.15%の較差解消に応じて、増額改定を行うことが適当である。

ただし、議員報酬に関しては、区長等特別職と同様に一昨年度の当審議会の答申における判断（特例減額を行った平成23年から同26年までの間の勧告分は算定しない。）を踏まえた改定を行うことが適当であり、平成22年及び平成27年の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率を反映させた上で、改定を行うことが妥当である。

また、期末手当についても同様の考え方に立った改定を行い、議員報酬にあっては0.05月、区長等特別職にあっては0.1月分引き上げることが適当である。

(2) 実施の時期

施行時期については、従前の判断を変えるような要因はなく、これまでどおり条例改正直後の月初めの日からとすることが適当である。

3 答申の取扱い

区としては、本答申を受け止め、平成28年第4回区議会定例会へ、区長等特別職の給料等に関する条例の改正案を提出した。なお、区議会議員の議員報酬等については、区議会における意向を踏まえ、条例改正案の提出は見送ることとした。



平成28年11月18日

目黒区長 青木英二様

目黒区特別職報酬等審議会

会長 杉野修平

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の
給料の額等について（答申）

平成28年11月4日付け目総総第3300号により諮問のあった区議
会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期
末手当の額について、別紙のとおり答申する。

以 上

写

答 申 書

平成28年11月18日

目黒区特別職報酬等審議会

目黒区特別職報酬等審議会委員

会 長 杉 野 修 平

会長職務代理 福 田 豊 衍

委 員 岩 間 丈 正

委 員 牛 島 光 恵

委 員 追 川 幸之助

委 員 岡 田 浩 美

委 員 齋 藤 信 博

委 員 荘 島 猛 彦

委 員 竹 内 靖 博

委 員 森 戸 久美子

(委員氏名は50音順)

答 申

1 はじめに

当審議会は、平成28年11月4日、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、目黒区長から「議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額」について、意見を求める旨の諮問を受けた。

区長からの諮問に対し、当審議会は、各委員が公共的団体等を代表する者としての自覚と責任のもとに、区民の信頼に応えられるよう公平かつ客観的な立場で慎重に審議を行ったところである。

審議に際しては、平成28年の特別区人事委員会勧告をはじめ、目黒区の行財政改革の取組状況、財政収支の見通し等の説明を受けた。

また、議員報酬・特別職給与の23区比較、報酬・給料等の改定経過、議員報酬・特別職給与の改正試算等の資料のほか、今後の区財政の収支見通しなどを基礎資料とし、区長等の職責の重要性、一般職員の給与との関係、区政を取り巻く社会経済状況の変化等を考慮しつつ、広範な視点から検討を重ねた。

短期間ではあったが、集中的に審議を行った結果、区民代表の立場から、区民感覚等にも十分配慮した上で、議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額等について答申を行うものである。

2 諮問事項を取りまく状況と検討内容

(1) 議員報酬の額及び区長等の給料の額並びに期末手当の状況

議員報酬に関しては、議会における報酬等の自主的な見直しの検討のほか平成24年度から平成27年度までの4年間、議員報酬及び政務活動費の減額措置が行われていた。これに伴い、平成22年以降の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定は行っておらず、平成28年4月から本則に復したところである。

一方、区長等特別職の給料の額及び期末手当の支給月数に関しては、緊急財政対策に伴う減額措置に伴い、平成23年から平成26年の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定は行っていない。その後、平成27年11月24日の当審議会答申を受け、平成27年4月に本則に復した給料に対して平成27年の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率を反映させ、平成28年1月に改定を行っている。

(2) 23区の議員報酬、特別職給与の状況

23区の議員報酬、特別職給与年額の比較(平成28年7月1日現在)

によると、議長等の議員報酬、目黒区長等の給与の年額は、それぞれ20位前後と、23区の中で下位に位置している。

区長等については、緊急財政対策の取組の成果による財政状況の好転や一般職員の給料の改定等の状況はあるものの、緊急財政対策に御協力いただいた区民の取組や議会における対応なども考慮し、平成23年から26年までの間の改定を見送り、給料等を据え置くという判断を行った当審議会の答申を尊重した結果の影響も考えられる。

もともと中位に位置していた中で、このような経過もあり、特別区人事委員会勧告に沿って増額改定してきた各区と比較し、順位が下位となっている。

(3) 議員及び区長等特別職の役割と職責

刻々と変化する社会経済状況、景気は回復基調にはあるものの税制改正など予断を許さない本区の財政状況の下で、複雑・多様化する区民要望への的確な対応、主体的・自律的な行財政運営及び効率的で区民から信頼される区政を更に推進していくことが、区には求められている。

このため、二元代表制の一翼を担う区議会にあっては、主体性・自律性を発揮しながら、区的意思決定と行政のチェックを行う機関としての重責を担っており、区議会議員の役割と職責はますます重要となっている。

また、区政運営の最高責任者である区長をはじめ特別職には、より一層の高度な判断と実行力が求められており、その役割と職責は極めて重要である。

さらに、教育委員会制度の抜本的な改革を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日から施行され、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」が置かれた。この改正に伴い、新「教育長」には委員長の職責が加わるとともに、教育委員会の会務を総理するなど、その職責や役割の範囲、重要度は増している。

(4) 検討に当たっての留意点

議員報酬、特別職の給料等の見直しに関しては、民間給与等の実態、国や他の地方公共団体の動向、物価、生計費及びその他経済情勢等に鑑み行われた特別区人事委員会勧告の趣旨や、これを踏まえて改定される本区一般職員の給与の状況を十分考慮して検討を進めた。

区議会議員及び区長等特別職の役割と職責がますます重くなる傾向にあること、そして、過去の経過、一般職員の給与との均衡、本区の財政状況及び他区の状況などを総合的に勘案して協議を行った。

また、議員報酬、特別職給料の額の検討に当たっては、報酬月額、給料月額のみではなく、地域手当及び期末手当についても含め、年額ベースで総合的に比較考量していくことが適切なことから、そのような視点で検討を行った。

(5) 改定の試算

平成28年10月11日に行われた特別区人事委員会勧告は、職員の月例給で0.15%、平均584円の公民較差解消、期末・勤勉手当の0.1月分の増（現行4.30月→4.40月）を勧告した。

議員報酬にあつては、平成22年以降、特別区人事委員会勧告を反映した改定は行われておらず、平成24年度から4年間の特例減額措置を経て、平成28年4月に本則に復したところである。

一方、区長等の給料は、平成22年度の当審議会の答申を踏まえた減額改定の後、緊急財政対策による3年6か月の特例減額措置を経て平成27年4月に本則に復した。その後昨年度平成27年の特別区人事委員会勧告を勘案し、当審議会の答申を尊重した改定を行っている。

特例減額期間のうち、平成23年から26年までの4年間の特別区人事委員会勧告は、累計で月例給が0.33%の減となるものの、期末・勤勉手当は0.25月分の増となり、年収ベースで大きな増をもたらすこととなるものであったため、区長等特別職の給料等の改定に際しては、その反映を見送った経緯がある。

これらの経過を踏まえ、議員報酬、区長等特別職の給料額等について、一般職員の給与との均衡を失しないこと、それぞれの職責に見合った額となるよう配慮する観点などから試算を行った。

なお、議員報酬の見直しについては、①現行の額に本年の勧告を反映して試算した場合、②一昨年度の当審議会の答申における判断を踏まえ、これまでの区長の給与改定に即して試算した場合、22年以降の特別区人事委員会勧告を反映した改定を行っていないことに鑑み、③7年間の特別区人事委員会勧告の累積分を加味して試算した場合とを示し、これらを比較考量しながら検討を進めた。

(6) 改定の実施時期

実施時期に関しては、一般職員の給与については、4月1日に遡って清算することとされ、また、期末手当などの特別給は、改正条例公布以降（平成28年12月を想定）に改定されることとなっている。

区長等の特別職については、これまで、慣例として遡及はしないものとし、できる限り早期に反映させることが妥当であるとして、条例改正後の月初めの日から実施することを当審議会は答申してきている。

これらの状況を勘案し、施行時期を条例改正直後とするものの適否に

ついて、検討を行った。

3 結論

以上を踏まえ、慎重に審議した結果は次のとおりである。

(1) 審議結果

議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について審議した結果、当審議会は、平成28年特別区人事委員会勧告に沿って一般職員の給与改定が行われることを前提として、次のとおりの結論に達した。

議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の月額、一般職員の年間給与改定額との均衡を確保する観点等から、平成28年の特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の月例給与の公民較差0.15%の較差解消に応じて、増額改定を行うことが適当である。

ただし、議員報酬に関しては、区長等特別職と同様に一昨年度の当審議会の答申における判断を踏まえた改定を行うことが適当であり、平成22年及び平成27年の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率を反映させた上で、改定を行うことが妥当である。

また、期末手当についても同様の考え方に立った改定を行い、議員報酬にあっては0.05月、区長等特別職にあっては0.1月分引き上げることが適当である。

(2) 改定額

改定後の議員報酬月額並びに区長、副区長及び教育長の給料月額並びに期末手当の支給月数を、次の額・月数に改めることが妥当である。

議長	報酬月額	908,000円
副議長	〃	795,000円
委員長	〃	659,000円
副委員長	〃	629,000円
議員	〃	599,000円
区長	給料月額	1,060,000円
副区長	〃	848,000円
教育長	〃	742,000円

期末手当 年間支給月数 議員、区長等 3.35月

(3) 実施の時期

施行時期については、従前の判断を変えるような要因はなく、これまでどおり条例改正直後の月初めの日からとすることが適当である。

4 おわりに

当審議会は、区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。

本答申は、慎重に審議した結果であり、内容については最大限尊重し、真摯に取り組まれることを求めている。

なお、景気は回復基調にはあるものの税制改正などの影響により引き続き予断を許さない財政状況が見込まれる中で、区長等特別職は区政運営の最高責任者として、より効果的で効率的な行財政運営に最大限の努力をし、区民の負託に応えるべく、区政の推進に取り組んでいただくことを要望する。併せて、魅力あるまちづくりを進め、税収の増加に取り組むことや、喫緊の課題である保育園待機児や校舎の老朽化への対応など山積する区政の課題に、積極的に取り組むことを要望する。

また、二元代表制の一翼を担う区議会におかれては、区的意思決定と行政のチェックを行う機関としての役割と職責を更に果たしていただくことを併せて期待したい。

以 上

別表

議員報酬月額 (単位=円)

	報酬月額		
	改定前	改定後	差額
議 長	906,000	908,000	2,000
副議長	793,000	795,000	2,000
委員長	658,000	659,000	1,000
副委員長	628,000	629,000	1,000
議 員	598,000	599,000	1,000

区長、副区長及び教育長の給料月額等 (単位=円)

	改定前			改定後			差額
	給料	地域手当	計	給料	地域手当	計	
区 長	1,058,000	211,600	1,269,600	1,060,000	212,000	1,272,000	2,400
副区長	846,000	169,200	1,015,200	848,000	169,600	1,017,600	2,400
教育長	740,000	148,000	888,000	742,000	148,400	890,400	2,400